

# 救急救命士法施行規則

平成 3年 8月14日 厚生省 令 第44号

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

平成26年 1月31日 厚生労働省 令 第7号

改正前	改正後
- 本則 -	
施行日：平成26年 4月 1日	
<p>第三章 業務 (法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置) 第二十一条 法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。以下次条において同じ。）のうち <b>心肺機能停止状態</b>の患者に対する <b>ものであって、次に掲げるものとする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた <b>静脈路確保のための輸液</b></li><li>二 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保</li><li>三 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与</li></ul>	<p>第三章 業務 (法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置) 第二十一条 法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。◆削除◆次条において同じ。）のうち、<b>心肺機能停止状態</b>の患者に対する <b>ものにあつては第一号（静脈路確保のためのものに限る。）から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあつては第一号及び第三号に掲げるものとする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた <b>◆削除◆輸液</b></li><li>二 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保</li><li>三 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与</li></ul>
- 改正法・附則・題名- ～ 平成26年 1月31日 厚生労働省 令 第7号～	
施行日：平成26年 4月 1日	
◆追加◆	附 則（平成二六・一・三一厚労令七）
- 改正法・附則- ～ 平成26年 1月31日 厚生労働省 令 第7号～	
施行日：平成26年 4月 1日	
◆追加◆	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。